

9 暮らしに関する制度

(1) ふれあいフリーパス交付（市営バス・民営バス）

I どんな制度

川崎市内の路線バスに無料で乗車できるパスを交付します。乗車する停留所、または降車する停留所が本市区域内の停留所である場合は、市外を跨ぐ運行系統の路線バスであっても利用できます。（ただし、一部利用できない路線バス等があります。）

II 対象

住所が川崎市内にあり、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級をお持ちの方で、他の制度でバス乗車券および福祉タクシー利用券の交付を受けていない方が対象になります。

※ 12 歳未満で精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級（小学生以下）をお持ちの方は、介助者付のフリーパス（本人と同乗する介助者 1 名も無料で乗車できるフリーパス）となります。

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課に申請書を提出します。申請時には精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参してください（交付対象者本人が署名する場合は、印鑑は不要です）。なお、継続の申請手続には、既に交付を受けているふれあいフリーパスを持参してください。

※ 「70 歳以上の方」、「福祉タクシー利用券」や「市バス特別乗車証」が交付されている方は、このサービスを受けられません。

※ 毎年 3 月末に新年度分を交付いたします。日程等詳細については「市政だより」でお知らせしますので、ご確認ください。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】



(2) 重度障害者福祉タクシー利用券交付

I どんな制度

重度障害者に対し、利用券を交付することでタクシー料金（運賃・迎車料のみ）の一部を助成します。交付枚数は1人1か月あたり7枚です。（人工透析で週3回以上通院している方は、1人1か月あたり14枚交付します。）

II 対象

住所が川崎市内にあり、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、その障害等級が1級の方。また、他の制度でバス乗車券の交付を受けていない方が対象になります。

- 乗車の前に、乗務員に福祉タクシー利用券が使用できるか必ず確認してください。
- タクシーの乗車1回につき複数枚の利用が可能です。
- タクシー利用券1枚につき、500円を助成します。（ただし、おつりはできません。）また、タクシー利用券の助成上限額を超える料金になった場合は、自己負担になりますので、現金等でお支払ください。
- タクシー利用券を使用する場合は、必ず券面に障害者手帳番号を記載してください。記載がないタクシー利用券は使用することができませんのでご注意ください。また、タクシー利用券を使用する場合は、精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示してください。
- この後、ご紹介する精神障害者保健福祉手帳の提示によるタクシー料金の割引（1割引）については、タクシー利用券との併用が可能です。割引制度を適用しているか、乗車前に乗務員に確認してください。

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、申請の手続きをします。精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参してください（交付対象者本人が署名する場合は、印鑑は不要です）。

また、更新申請する方で有効期限の過ぎた、未使用のタクシー利用券が残っている場合は、そちらもお持ちください。毎年3月の最終週頃に更新手続きを受け付け始めます。（詳細な日程は、市政だよりに掲載します。）

※ 2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】

(3) タクシー料金の割引

I どんな制度

タクシーに乗車する際に精神障害者保健福祉手帳を提示すると、タクシー料金の10%が割引(10円未満は切り捨て)されます。

社団法人神奈川県タクシー協会、または神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟しているタクシーが対象となります。乗車時に割引が適用になるタクシーかどうか確認してください。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

III 問合せ先

名称	電話番号
社団法人神奈川県タクシー協会	045-241-3577
神奈川県個人タクシー事業連合会	045-401-8896

(4) 福祉バス

I どんな制度

研修会、社会見学、スポーツおよびレクリエーションのために無料で利用することができます。ただし、有料道路通行料、駐車料、および宿泊の場合の乗務員の宿泊料は利用者負担です。

※ 1回の利用は原則として1泊2日以内

※ 1団体が年度内に利用できる回数は2回まで(ただし、1泊2日の利用や、1回に2台のバスを利用した場合は、利用回数2回として計算します。)

II 対象

障害児者福祉団体・施設の方で、利用人数は20人以上51人以内(そのうち約半数が障害児者であること。)

III 手続き方法

利用日の6か月前から申し込みを受け付けており、締め切りは利用日の1か月前です。初めて利用する団体・施設は事前に利用団体等登録届の提出が必要となります。

IV 問合せ先

目的	名称	電話
団体登録	川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2928
利用受付	北部身体障害者福祉会館	044-811-6631

※ 福祉バスの運行は予算の範囲内で行っており、年度途中で申し込みを締め切る場合がありますので、ご了解ください。

(5) 航空運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、航空会社により、割引等のサービスを行っています。詳しくは、各航空会社に直接お問合せください。

(6) 携帯電話利用料金割引サービス

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、通信会社により、割引等のサービスを行っている場合があります。詳しくは、各通信会社に直接お問合せください。

(7) NTT 電話番号案内（104）無料サービス「ふれあい案内」

I どんな制度

名前と住所からお問合せの電話番号を案内するサービスが無料になります。

※ 通常は、電話番号 1 案内ごとに番号案内料がかかります。

II 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

III 手続き方法

ご利用には、事前に登録が必要です。下記フリーダイヤルへお問合せください。

手続き後は、NTT104 利用時にあらかじめ届け出た登録番号と暗証番号を伝えると、無料で案内をしてもらえます。公衆電話利用時も同様です。

IV 問合せ先

名称	電話番号
NTT 東日本ふれあい案内事務局	電話：0120-104-174（全国共通フリーダイヤル） FAX：0120-104-134（全国共通フリーダイヤル） 受付時間：平日 9：00～17：00（土日・祝日・年末年始は休業）

※ FAX によるお問い合わせの注意事項

- お問い合わせ内容、お客様のお名前、折り返しの FAX 番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。
- お客様が送信されてから、3 営業日以上折り返しが無い場合は、通信機器のトラブル等が考えられますので、再度送信をお願いします。
- 050 から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からの FAX 送付は受け付けておりません。
- 申込書は郵送でお送りします。

(8) 家庭系ごみのふれあい収集

I どんな制度

川崎市のごみの収集は原則として「屋外の一定の場所（集積所）に持ち出された物」の収集を行っていますが、自らが一定の場所まで持ち出すことができない方々を対象に、ごみを自宅前、または所定の場所まで直接収集に行くサービスです。普通ごみ・資源ごみだけでなく粗大ごみも対象となります。

※ 粗大ごみの場合は粗大ごみ処理券の購入が必要です。

II 対象

以下のいずれかに該当し、身近な人の協力が困難で、一定の場所まで自らごみを持ち出すことができない方

- ① 一人暮らしの障害者
- ② 65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ③ 障害者や高齢者で同居する家族がいる場合についても、同居者がごみを一定の場所まで持ち出すことができない場合

III 手続き方法

所管の生活環境事業所への申し込みが必要です。申し込みに基づき、各生活環境事業所の職員が収集現場の状況調査を行い、収集回数や持ち出し方法・場所について調整します。

IV 問合せ先

名称	担当区	電話番号
川崎生活環境事業所	川崎区	044-266-5747
中原生活環境事業所	幸区・中原区	044-411-9220
宮前生活環境事業所	高津区・宮前区	044-866-9131
多摩生活環境事業所	多摩区・麻生区	044-933-4111

(9) NHK 放送受信料の減免

I どんな制度

NHK放送受信料が全額免除、または半額免除となります。

II 対象

以下に該当する場合で、申請が必要になります。

全額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税（市民税）非課税の場合
半額免除	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課で、障害の要件について証明いただきます。手続きに必要なものは、精神障害者保健福祉手帳と印鑑です。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】
NHK かながわ東営業センター	044-712-1100 受付時間：平日 10:00～17:00

(10) 文化施設等の割引

精神障害者保健福祉手帳等の提示により公共施設、文化施設等の利用料や入場料が割引になる場合があります。詳しくは各公共施設、文化施設等に直接お問合せください。



(11) 駐車禁止除外指定車の標章の交付

I どんな制度

駐車禁止除外指定車の標章を提示すれば、駐車禁止の交通規制が実施されている場所（法定駐車・停車禁止区域、駐停車禁止区域などを除く。）でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り、駐車が可能となります。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちで、精神通院に係る自立支援医療費の支給を受けている方

III 申請に必要なもの すべて 1 通ずつ

① 駐車禁止除外車両指定申請書（各警察署の交通課窓口にあります。）

※ 神奈川県警察のホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm>

② 精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療受給者証の写し

※ 窓口にて確認をしますので、申請時には原本もお持ちください。

※ 手帳や受給者証の写しは、氏名・生年月日・住所・等級・有効期限等の確認ができるようにしてください。

③ 交付を受ける方の住民票の写し

※ 3 か月以内に交付されたものに限る、コピーで可（A4 版サイズ）

④ 旧標章（更新の場合のみ）

旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

⑤ 委任状（代理申請の場合のみ）

障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほか必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約2～3週間かかります。

IV 申請窓口

交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課

受付時間：月～金曜日（土日祝日、年末年始を除く。）

午前9時～正午、午後1時～4時

(12) 水道料金・下水道使用料の減免

I どんな制度

1 か月当たり10立方メートルまでの水道料金及び下水道使用料相当額の金額が減免される制度です。

II 対象

住所が川崎市内にあり、水道利用者または同居等のご家族が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、その障害等級が1級の方。

また、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級、児童相談所または更生相談所において知能指数50以下と判定された方のうち、2つに当てはまる方。

III 手続き方法

お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係にて、申請の手続きをします。精神障害者保健福祉手帳と水道番号が確認できる書類（水道料金の領収書等）、身分証明書を持参してください。

※ 2つ以上の手帳をお持ちの方は、全ての手帳を持参してください。

※ 減免適用開始時期は、原則、上下水道局が申請書を受理した翌月以降の検針分からになります。

※ 転居等により、水道の使用をやめたときは、減免の適用も自動的に中止され、減免資格も喪失されます。

※ 水道使用者と同一の世帯に属さなくなった時や減免資格の対象外となる施設に入所した時は減免資格が喪失されます。

IV 問合せ先

名称	電話番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	044-200-3608